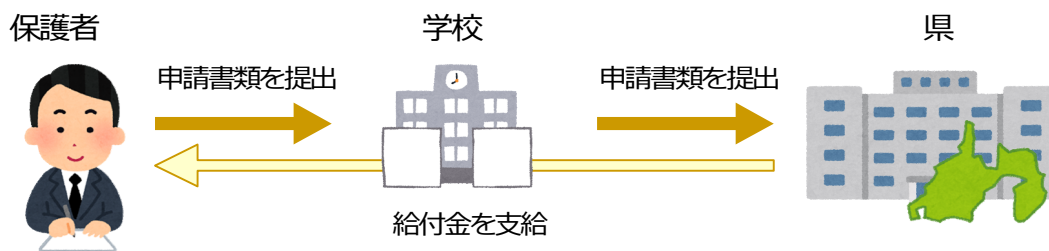


奨学給付金（家計急変分）の申請手続きについて

（１） 奨学給付金（家計急変分）制度とは・・・

授業料以外の教育費（教材費や修学旅行費等）の負担を軽減し、教育の機会均等に寄与することを目的とした給付制度です。

生徒の保護者等が自己の責めによらない会社等の倒産、失職又は収入等の減少により、1月以降の年間収入見込が道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当の所得水準まで減少すると見込まれる場合に給付されます。給付型ですので、返済は不要です。



給 付 対 象 者	次の要件をすべて満たす者に給付されます。
	☒ 保護者等全員が1月以降の年間収入見込が道府県民税所得割及び市町村民税所得割が 非課税 相当の所得水準まで減少する見込みであること ☒ 生徒が平成26年4月以降高等学校等に入学していること ☒ 保護者等が静岡県内に居住していること ※1 ☒ 生徒が支給対象である国公立高等学校等 ※2 に在学していること
	※1 措置費（見学旅行費または特別養成費）が支給されている場合は、給付対象となりません。 ※2 高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校(1～3年)・専修学校高等課程等で、静岡県外に所在する国公立学校等を含みます。

（２） 支給額

世帯区分	区 分	給付額 ※ 2	
		〈全日制・定時制〉	〈通信制・専攻科〉
保護者等全員の 市町村民税所得割額が 非課税(0円)相当の所得水 準まで減少すると見込ま れる世帯	1 人 目	122,100 円	50,500 円
	2 人 目 ※ 1	143,700 円	

※ 1 15 歳（中学生を除く。）以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合

※ 2 家計急変の時期が 7 月 2 日以降の場合は、原則申請のあった月の翌月以降の月数（申請があった日が月の初日である場合は、申請のあった月）に応じて算出した額

(3) 提出期限と提出書類等

ア. 提出期日 令和6年7月16日(火)

イ. 提出方法 指定の封筒に入れて担任又は事務室へ提出

ウ. 提出書類

提出する書類	提出する方
① 静岡県高等学校等奨学給付金受給申請書(公立学校用)(様式1)	申請者全員
② 保護者等の家計急変事由確認書類(一方が控除対象配偶者でない場合は2人分提出) 【A・Bのいずれか】 A 家計急変発生事由を証明する書類 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書等 B 家計急変前後の収入を証明する書類 急変前: 課税証明書等(課税証明書・納税通知書等) 急変後: 直近3か月分の給与明細、会社作成の給与証明書等	非課税相当世帯の方
③ 扶養誓約書(様式1-2) ※ <u>15歳以上(中学生を除く)23歳未満の子を2人以上扶養している場合のみ</u> <u>御提出ください。</u>	非課税相当世帯の方

(4) 留意事項

- ア. 在学状況や家族構成等は申請のあった月の翌月1日現在の状況で判断します。
イ. 高等学校等に在学した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)を超える場合は、給付の対象外となります。

(5) その他

御不明な点や提出期日以降に家計急変があった場合につきましては、事務室(電話番号: (053-592-1625) へお問い合わせください。